

2020年5月15日

大学院学生の皆さんへ

特別措置期間経過後の大学院の授業実施及び前期成績評価方法の方針について  
(お知らせ)

学長 福原 紀彦

このたび、「新型インフルエンザ等対策特別措置法32条に基づく新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言」(以下、「緊急事態宣言」という)の5月31日までの延長が決定され、これにともなう東京都の要請内容が公表されました。これを受けて、本学が定めている特別措置期間経過後の大学院の授業実施及び前期成績評価方法の方針について下記のとおり定めましたのでお知らせ致します。

この方針は、大学院(専門職大学院を除く)について適用します。詳細につきましては、本学公式 Web サイトでご確認ください。

記

1 特別措置期間経過後の大学院の授業実施について(文系研究科は5月28日以降、理工学研究科は5月27日以降)

授業については、2020年度前期期間のすべてにおいて、オンライン授業で実施します。特別休講期間から継続して実施している研究指導についても引き続きオンラインで実施します。ただし、状況の変化により、面接授業や実験指導を可能とする場合には、周知期間をできる限り確保して、速やかにその旨と注意事項等について公式 Web サイトを通じて、学生の皆さんにお知らせ致します。

2 前期成績評価方法について

(1) 2020年度前期の成績評価は、オンライン(非集合型)を活用して実施致します。

(2) オンライン(非集合型)による成績評価の方法は、次の①から⑤とします。

- ①平常点(授業への参加度、毎回の授業後のレポートや小テスト含む)
- ②レポート試験
- ③テスト
- ④その他
- ⑤上記①から④の任意の方法の併用

(3) 現在、各授業科目がシラバスで公表している評価方法については、必要に応じて変更することがあります。その場合は学生の皆さんに不利益が生じないように確実にお知らせ致しますので、manaba や Cplus 等によるお知らせに注意してください。

(4) 成績評価基準は、5段階の成績評価をもって行います。

以上